

令和5年度 指導監査実施方針

【保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・社会福祉法人】

横浜市こども青少年局監査課

福岡県や静岡県において保育所等の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなった事故を始め、全国各地で子どもの心身に影響を与える不適切な保育が行われた事案が発生する等、昨今の状況を踏まえ、これまで以上に子どもの安全管理や適切な保育に関して実地において確認する必要があります。

指導監査は、子どもの安全と適正な法人及び施設の運営を担保するため、社会福祉法や児童福祉法等の関係法令及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等に基づき実施しますが、監査を効率的かつ効果的に行うため、今年度は下記に定める事項を優先的かつ重点的に確認します。

あわせて、前回監査での指摘事項の改善状況を確認し、改善が図られていない場合は継続的かつ重点的に実地指導を行い、改善の徹底を図ります。

なお、法人又は施設の運営等について、重大な法令違反等の問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合、あるいは、監査において繰り返し是正指導しているにもかかわらず、未改善の状況が継続している場合などは必要に応じて特別指導監査等を実施します。

《重点事項》

1 適正な施設・事業運営の確保

- (1) 子どもの安全確保を図るため、安全計画の策定を含め、事故発生防止に向けて園全体で計画的に取り組んでいるか。また、通園等で自動車を運行するときは、子どもの所在を確実に把握しているか。
- (2) 事故発生時には原因究明を十分行い、職員間で共有し事故の再発防止策を講じているか。また、同様な事故が繰り返し発生していないか。
- (3) 配置基準を満たした適切かつ安全な保育を行うため、開所時間帯における職員（保育士等）配置は適正であるか。
- (4) 職員等に関する帳簿を整備しているか。また、子どもの状況を明らかにするために必要な事項を記録しているか。記載内容は事実及び実態に反していないか。
- (5) 職員の定着促進及び離職防止に努めているか。職員の離職により、施設・事業運営や児童の処遇に影響が出ていないか。また、施設長・園長や多くの職員が替わる場合に、保護者への事前説明を行い、意見を聴く機会を設けるなど、保護者との信頼関係を構築するための対応は適切に行われているか。

2 適切な保育・教育の提供

- (1) 一人ひとりの人格を尊重し、子どもの人権に十分配慮した保育を行っているか。また、日々の教育・保育を職場全体として振り返る体制を整えたり、計画的に研修をしたりするなど、不適切保育を未然防止するため、組織的に取り組んでいるか。
- (2) 子どもの見落とし等を防止するため、施設の内外を問わず保育活動時は常に子どもの行動把握に努め、人数確認を適切に行っているか。睡眠時の呼吸確認やプール活動・水遊び時の監視者の配置、誤飲・誤嚥などの事故防止策を講じているか。施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行い、児童の安全確保に努めているか。
- (3) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境を整えているか。また感染症が発生しまん延しないよう予防対策を講じる等、衛生管理に努めているか。保健的環境を維持しているか。

- (4) 保育所保育指針や教育・保育要領に基づいた指導計画等の必要な計画が適切に作成されているか。また、提供する保育・教育の質の評価を自ら行い、常に改善を図っているか。
- (5) 全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、保育・教育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがなされているか。

3 適正で安全な給食の提供

- (1) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- (2) 食中毒を未然に防ぐために、調理従事者の衛生管理、食器・調理器具などの洗浄・消毒、食品の適正な温度管理など衛生管理に努めているか。
- (3) 子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。
- (4) 食物アレルギーに関して、関係機関と連携した体制構築など安全な環境の整備が行われているか。

4 適正な会計処理の実施

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。
- (2) 同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付を行っていないか。保育所委託費を原資とした法人本部や他の保育所等への資金貸付が、年度内に清算されているか。
- (3) 会計に関する諸記録や財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。また、経費の支出が、適正な証ひょう書類に基づき、施設運営に要する適切な用途に対するものとなっているか。
- (4) 保育所委託費、前期末支払資金残高、積立資産・積立金等の弾力運用を行う場合は、その要件を満たし、限度額を超えていないか。また、法人本部会計、他施設や法人内他事業（公益・収益事業など）への繰入支出がある場合は、当該施設からの繰入支出金額が合理的な根拠に基づき明確になっているか。
- (5) 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有となっているか。

5 社会福祉法人の適正な運営（法人監査を実施する場合）

- (1) 評議員及び役員は、法律の要件を満たすものが法令及び定款に定める手続きにより選任されているか。また、実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることはないか。
- (2) 評議員会及び理事会の決議が適正に行われ、議事録の作成、保存を適切に行っているか。
- (3) 評議員、理事、監事、職員など社会福祉法人の関係者に対して、特別の利益を与えていないか。
- (4) 基本財産の管理運用が適切になされているか。
- (5) 法人経理規程が現行の法令又は通知に則した内容となっているか。
- (6) 会計責任者と出納職員の兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。
- (7) 契約締結に際し国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続きを行っているか。
- (8) 計算書類、附属明細書、計算書類に対する注記及び財産目録は適正に作成されているか。
- (9) 現金管理（複数の担当者・保管場所・残高確認等）は適正に行われているか。